

公共工事の発注の見直し並びに入札及び契約に関する事項について

平成13年 4月 2日  
告示第116号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の閲覧に供する方法を次のとおり告示する。

記

1 公衆の閲覧の方法

公衆の閲覧に供する方法は、閲覧所を設ける方法による。

2 閲覧所の場所

姫路市安田四丁目1番地

姫路市財政局財務部契約課